

選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書

現在、日本では民法750条において、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。

平成8年の法制審議会で「選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案」が答申されて以来30年近く経ち、この間も、結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例があります。さらに、個人のアイデンティティーの尊重、家族のあり方の多様化に伴い、選択肢を持てる法制度を求める声が広がっています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進める中、免許証・パスポート・国家資格において旧姓併記の制度を整備しました。しかしながら、ダブルネームを使い分ける負担、社会的なダブルネームによる管理コスト、個人識別の誤りのリスクを増大させる等の問題が指摘され、令和6年6月18日に日本経済団体連合会から「選択肢のある社会の実現を目指して」と選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言書が提出されました。

令和3年4月の衆議院法務委員会においては、仮に選択的夫婦別姓制度が導入されても「戸籍制度との両立は可能」、「戸籍制度の機能、重要性は変わらない」と法務大臣が答弁しています。

さらに、令和3年6月23日に示された最高裁判所決定では夫婦の氏についての制度のあり方について「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するものである」と国会での議論の必要性を示しています。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度のさらなる議論の活性化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀	福志郎	宛
参議院議長	関口	昌一	
内閣総理大臣	石破	茂	
総務大臣	村上	誠一郎	
法務大臣	鈴木	馨祐	